

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03268

研究課題名（和文）インドシナ諸国の民法関連法令とインクルーシブな発展の関係に関する開発法学的研究

研究課題名（英文）Law and Development Study of the Inclusive Civil Laws in Indochinese Countries

研究代表者

松尾 弘（Matsuo, Hiroshi）

慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授

研究者番号：50229431

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ諸国を題材に、私法の一般法としての民法とその関連法令（以下、民法関連法令という）の整備・実施が、国家の法システムの改善としての法的発展を通じ、1人当たり国内総生産(GDP)の成長を含む経済的発展および民主化の進展を含む政治的発展にどのように寄与するかを、各国の実情に即して検討することを目的とした。本研究は、とりわけ、より多くの市民が開発プロセスに関わり、発展の利益を分かち合いつつ、最大限の成果を上げる発展形態として注目されるインクルーシブな発展のために、民法関連法令が果たしうる役割について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、インドシナ諸国における民法関連法令の整備・実施と各国の経済発展および政治発展との相互作用の分析を通じ、民法関連法令の改革がインクルーシブな経済発展および政治発展に寄与する理由と条件を探究した。ある国が顕著な発展を遂げる一方で、ある国は停滞を続けている理由につき、新制度派経済学は各国における所有権制度の効率性が経済発展を規定することを主張した。これを受け、比較政治・経済論は所有権制度の効率性が各国の収奪的な政治構造によって規定されることを強調した。本研究はそうした収奪的政治構造を私法の一般法としての民法関連法令が抑制し、包摂的なものとするための条件を明らかにすることを企図した。

研究成果の概要（英文）： This study focused on Indochinese countries (Vietnam, Laos, and Cambodia) and examined how the development and implementation of the Civil Code as a general and private law and its related laws and regulations (hereinafter referred to as general private laws and regulations) contributed to economic development, including the growth of GDP per capita, and political development, including the progress of democratization, through legal development as an improvement of the legal system in line with the actual situation of each country. This study examined, among other things, the role that general private laws and regulations have played for inclusive development as a notable form of development in which more citizens have been involved in the development process, shared the benefits of development, and maximized the results.

研究分野：民法，開発法学

キーワード：ベトナム ラオス カンボジア 法整備支援 開発法学 インクルーシブな発展

1. 研究開始当初の背景

ある国が顕著な発展を遂げる一方で、ある国は停滞を続けている理由について、D・ノースらの新制度派経済学は、各国における所有権制度の効率性が経済発展を規定することを主張した。これを受け、D・アセモグルらの比較政治・経済論は所有権制度の効率性は各国の政治構造が収奪的(extractive)であるか、包摂的(inclusive)であるかによって規定されることを強調した。本研究は、これらの開発理論の展開を踏まえ、収奪的な政治構造を法制度が、とりわけ、私法の一般法としての民法およびその関連法令が、どのようにして抑制し、より包摂的なものへと変容させるかを明らかにすることにより、開発法学の理論を進展させるという企図を背景としたものである。

2. 研究の目的

本研究は、ベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ諸国を題材に、第1に、民法関連法令(民法典ないし財産法・契約内外債務法・担保取引法・家族法・相続法、土地法等の実質的民法およびそれらの施行令等)がどの程度整備され、実施されて、実際の法状況の改善としての法的発展に寄与しているかを考察した(課題1)。第2に、そうした民法関連法令の整備と実施による法的発展が、各国の経済状況や政治体制から影響を受ける一方で、より多くの市民を巻き込んでより広範囲に利益をもたらすという意味でのインクルーシブな発展としての、1人当たりGDPの成長を含む経済的発展および民主化の進展を含む政治的発展にどのような影響を与えているか、法的・経済的・政治的発展の相互作用の一面を実証的に解明すること(課題2)を目指した。

研究の対象として、ベトナム、ラオスおよびカンボジアの民法関連法令を取り上げた理由は、第1に、民法関連法令は、個人的人格権・財産権等を中核とする、市民にとって最も身近で、基本的で、重要度の高い私権を、すべての者に対して平等に保護し、実現するための制度として、インクルーシブな発展の基盤を提供するものである。それは、より多くの一般市民が、より意欲的に経済的・政治的・社会的活動に参加することによって初めて可能となる経済成長や民主化や社会発展にとって不可欠のインセンティブを生み出す制度の基礎的条件であると考えられるからである。本研究では、個々人の出自・性別・年齢・宗教・民族・能力・その他の自然的・社会的条件を越えて、可能な限り多くの一般市民が経済的・政治的・社会的活動に参加し、その発展の成果を享受することをインクルーシブな発展(inclusive development)と呼ぶ。そうしたインクルーシブな発展を可能にする制度を構築する上で、民法関連法令、とくに民法典の制定と実施がもつ意義は相当大きいものがあるのではないかと本研究は考えている。これが研究対象として民法関連法令を取り上げた理由である。

第2に、本研究がベトナム、ラオスおよびカンボジアを取り上げた理由は、これら3か国が相互に国境を接するインドシナ諸国を構成し、地理的に近く、比較のために便宜であるということとどまらない。これら3か国は何れも、1990年前後から法改革に着手し、その初期段階から民法典または民法を整備することを重視してきた。もっとも、民法関連法令の整備の方法や内容には各国独自の特色もある。また、何れの国も法改革への着手後、国際的な経済危機の時期を除き、年5%を超える顕著な経済成長率を長期的に維持している。もっとも、1人当たりGDPの推移等、国民が享受する成長の内実には相違もある。さらに、これら3か国は何れも政治的にフランスの植民地支配の経験をもつ一方で、独立後は様々な経緯の末に、ベトナムおよびラオスは社会主義体制を、カンボジアは立憲君主制を採用し、政治構造、政治的イデオロギー、民主化のプロセス等においても独自の特色を示している。このように、これら3か国間に見出される共通点と相違点をさらに探求することは、法・経済・政治発展の相互作用の内実および有効な法改革の方法に関する考察を深めることに通じるものと考えられる。

第3に、本研究がベトナム、カンボジアおよびラオスの民法関連法令の整備・実施を比較検討する理由として、民法(典)そのもののあり方を再考することが挙げられる。日本では明治期における近代法整備のプロセスにおいて、フランスおよびドイツを中心とする西洋諸国からその民法典(草案)および民法学を継受した。三権分立に基づく司法制度の整備を前提とする裁判規範としての民法(典)は、日本における民法(典)および民法学の発展に大きな影響を与える一方で、日本の既存の法観念や法意識のみならず、伝統的なコミュニティ意識、宗教、倫理との間に一定のギャップも生じさせた。それは既存の制度をある程度取り込んではいったものの、漸次的なパラダイム転換以上の変更を伴ったものとみることができる。そして、今日の民法典改正は、国際取引法等の標準に照らした新たな変更を迫っている。このような日本の経験との対比においてベトナム、カンボジアおよびラオスにおける民法関連法令の整備・実施のプロセスをみると、3か国で態様は同一ではないものの、伝統的なコミュニティの制度とそれを尊重する意識、伝統的な国家意識を前提とする政府と国民との関係、基本的に(政府が国民に指し示す)行為規範としての(民)法の捉え方をはじめ、伝統の蓄積の延長上に新たな制度を構築しようとする志向が少なからず見出された。それらが今後どのような形で持続的な経済成長・民主化・社会発展に通じてゆくか定かではないが、各国の歴史と現状に照らして最も相応しい発展プロセスにおける

制度改革の手段としての(民)法という開発法学的視点(動態的・相対的法観念)からみた場合、ベトナム、ラオスおよびカンボジアにおける民法典の整備・改正とその実施のプロセスは、日本の民法および民法学にとっても参照可能な、新たな民法典のあり方を提示する余地も秘めていると考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、考察対象を相互に関連性の深いベトナム、ラオスおよびカンボジアの3か国における民法関連法令に絞り、民法関連法令の整備状況および実施状況をできる限り具体的に明らかにした。その際には、民法関連法令の整備が始まる前後からの各国における法の支配指標(the rule of law index)の変化、GDP(名目,実質)の推移・成長率・1人当たりGDP(名目,実質)の推移、産業構造の変化、輸出入の内容の変化等の経済的指標の変化、民主化・政府の説明責任等の政治的指標の経年変化に関するデータを収集した。そして、これらの基礎的資料に基づき、民法関連法令の整備・実施状況と経済的・政治的発展指標との相関関係を確認し、各国で生じた様々な具体的な事件に照らして、それらの間にどのような相互関係が考えうるかを検討した。それを踏まえて、民法関連法令の整備・実施がインクルーシブな発展にどのように寄与しうるかを、インドシナ諸国のコンテクストを踏まえつつ、考察した。

また、本研究は、民法関連法令の整備・実施状況をできる限り具体的に明らかにすべく、民法関連法令の整備が始まる前後の各国における法的発展の諸指標、経済的発展の諸指標、政治的発展の諸指標の経年変化に関するデータを収集した。そして、これらの基礎的資料に基づき、民法関連法令の整備・実施状況と経済的・政治的発展指標との相関関係を確認し、各国で生じた様々な具体的な事件をも加味して、それらの間にどのような相互関係が考えうるかを検討した。

4. 研究成果

ベトナムについては、特に1986年のドイモイ政策以降本格化した民法関連法令の整備・実施状況を分析した。中でも、1995年民法典、2005年民法典、婚姻家族法、土地法およびそれらの施行令の内容と実施状況を調査した。民法関連法令については、法令資料の分析に加え、ハノイ、ホーチミンにおける村級人民委員会、登記所、省級裁判所、司法省判決執行局、法律事務所、不動産取引業者、商業銀行での法令実施状況の調査、具体的な事件の調査を行った。その際には、ハノイにおける司法省および法整備支援プロジェクト・オフィスにおいて、民法関連法の適用上の問題について調査した。その一方で、世界銀行、世界正義プロジェクト、司法省等が提供する法の支配指標(the rule of law index)に関するデータの経年変化の分析、世界銀行、IMF、政府統計等が提供するGDP(名目,実質)・成長率・1人当たりGDP(名目,実質)の推移、産業構造の変化、輸出入の内容の変化等の経済的指標の変化、世界銀行、フリーダムハウス等が提供する民主化・政府の説明責任等の政治的指標の経年変化に関するデータを収集・分析した。その結果、ベトナムでは、経済的発展状況に応じて、1995年、2005年および2015年民法典の制定が行われ、そのことが政治状況を安定させ、継続的な経済成長の維持に通じたと考えられる。

ラオスについては、特に1990年以降の一連の実質的民法の整備、すなわち、所有権法、契約内債務法・契約外債務法(2008年に契約内外債務法として統合)、担保取引法、家族法、相続法、土地法を中心に、民法関連法令の整備について、その実質的内容に立ち入り、特色を確認し、かつその実施状況を分析した。加えて、2018年12月に制定された民法典の特色とその審議状況についても検討を加え、現行法に対して実務的にどのような要望が出ているかを確認した。こうした民法関連法令については法令資料(英訳,和訳を含む)を分析したほか、ヴィエンチャン、ルアンパバン、サワナケートにおける村落行政事務所、登記所、地方裁判所、法律事務所、不動産取引業者、商業銀行、地元NGOにおいて法令実施状況の調査、頻繁に生じる類型の具体的な事件の分析等を行った。その際には、ヴィエンチャンにおける司法省および法整備支援プロジェクト・オフィスにおいて、民法関連法の適用上の問題について調査した。その一方で、世界銀行、世界正義プロジェクト、司法省等が提供する法の支配指標(the rule of law index)に関するデータの経年変化の分析、世界銀行、IMF、政府統計等が提供するGDP(名目,実質)・成長率・1人当たりGDP(名目,実質)の推移、産業構造の変化、輸出入の内容の変化等の経済的指標の変化、世界銀行、フリーダムハウス等が提供する民主化・政府の説明責任等の政治的指標の経年変化に関するデータも収集・分析した。ラオスでは、1990年以降、個別制定法に基づく実質的民法の制定・改正を積み重ねながら、民法典草案の作成と国会への提出、常務委員会とのやり取り、国会への再提出を経て、2018年に初めての民法典が成立した。それが2020年に施行された。ラオスはインドシナ諸国の中でも、最も安定した経済成長を続けており、民法典はそうした経済活動を支えるとともに、政治の安定をもたらし、ここでは、民法典整備と経済発展と政治的発展との相互作用が最も緊密に結びついていることが看取される。

カンボジアについては、特に2007年民法典、2011年民法適用法、1999年、2001年土地法を中心に、民法関連法令の整備について、その実質的内容に立ち入り、特色を確認し、かつその実施状況を分析した。加えて、現在準備中の担保取引法草案、商事契約法案の特色とその審議状況についても検討を加え、現行法に対して実務的にどのような要望が出ているかを確認した。こうした民法関連法令については、法令資料を分析したほか、プノンペンにおける行政事務所の戸籍担当部局、登記所、地方裁判所、法律事務所、不動産取引業者、商業銀行、地元NGOにおいて法令実施状況の調査、頻繁に生じる紛争類型についての具体的な事件の分析等を行った。その際に

は、ブノンペンにおける司法省および法整備支援プロジェクト・オフィスにおいて、民法関連法の適用上の問題について調査した。その一方で、世界銀行、世界正義プロジェクト、司法省等が提供する法の支配指標(the rule of law index)に関するデータの経年変化の分析、世界銀行、IMF、政府統計等が提供する GDP(名目,実質)・成長率・1人当たり GDP(名目,実質)の推移、産業構造の変化、輸出入の内容の変化等の経済的指標の変化、世界銀行、フリーダムハウス等が提供する民主化・政府の説明責任等の政治的指標の経年変化に関するデータも収集・分析した。その結果、カンボジアでは、民法典の制定および関連法のほか、それらの下位法令の起草においても、依然として外国人の関与度合いが強く、カンボジア人の関与が比較的少ないと見受けられる。その点でインクルーシブな民法関連法令づくりはまだ十分に展開されていないようにも見える。それは、政治構造とも深く関わっており、2018年以降与党の上下両院の議席独占により、インクルーシブな政治運営となっておらず、経済的にも1人当たり GDPの伸びはインドシナ諸国の中では最も停滞しており、インクルーシブな経済発展とはいえない状況である。

少なくともインドシナ諸国においては、インクルーシブな民法関連法令の整備・実施と、インクルーシブな政治運営およびインクルーシブな経済発展との間に、強い相関関係を見出すことができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Hiroshi Matsuo	4. 巻 4
2. 論文標題 Use of Common Topic Method to Promote Inclusive Legal Education	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 KEIGLAD, Hiroshi Matsuo et al. (ed.), How Public Law Is Taught in Asian Universities, PAGLEP Series IV, Keio University Press,	6. 最初と最後の頁 135-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松尾弘	4. 巻 86
2. 論文標題 アジア諸国の司法制度改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本法社会学会編『司法制度改革とは何だったのか』法社会学86号（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 87-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Hiroshi Matsuo
2. 発表標題 Use of Common Topic Method to Promote Inclusive Legal Education
3. 学会等名 Asian Law and Society Association, 4th Meeting（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松尾弘
2. 発表標題 アジア諸国の司法制度改革ー開発プロセスにおける法化の諸相
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hiroshi Matsuo
2. 発表標題 The Use of Common Topics for the Comparative Legal Education
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松尾弘
2. 発表標題 東南アジア諸国への法整備支援と「開発法学」の展開 メコン地域を中心に
3. 学会等名 武蔵野大学法学部開設記念シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 Keio Institute for Global Law and Development (KEIGLAD), Hiroshi Matsuo et al. (ed.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Keio University Press	5. 総ページ数 171
3. 書名 How Public Law Is Taught in Asian Universities	

1. 著者名 KEIGLAD, Hiroshi Matsuo et al. (ed.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Keio University Press	5. 総ページ数 352
3. 書名 How Civil Law Is Taught in Asian Universities	

1. 著者名 KEIGLAD, Hiroshi Matsuo et al.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Keio University Press	5. 総ページ数 184
3. 書名 Comparative Legal Education from Asian Perspective	

1. 著者名 KEIGLAD, Hiroshi Matsuo et al.	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Keio University Press	5. 総ページ数 244
3. 書名 Challenges for Studying Law Abroad in the Asian Region	

1. 著者名 松尾弘	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 274
3. 書名 発展するアジアの政治・経済・法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>KEIGLAD, Working Paper http://keiglad.keio.ac.jp/working/</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------